

# 海南市地域密着型サービス

## <<< 運営推進会議開催の手引き >>>



海南市 くらし部 高齢介護課 指定・指導係

(令和3年3月作成)

この手引きは、今後随時改訂を行う場合がありますので、ご了承ください。

手引きの作成にあたり・・・

介護保険法の改正により、平成28年度から地域密着型通所介護が創設されました。サービス内容は従来の通所介護と変わらないものですが、地域密着型サービスに位置付けられたことによって、“運営推進会議”の設置（開催）が義務付けられています（その他の地域密着型サービスにおいても、同様に義務付けられています。）。

地域密着型サービスとは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、市町村が指定した事業者が地域住民に提供するサービスです（平成18年度の制度改正で創設）。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現することが求められています。

以上のことから、地域密着型サービスの重要性は、今後ますます高まるものと思われ、事業者は運営推進会議を開催し、活動報告を行うとともに、要望や助言を聞く機会を設けることの必要性も増してきています。

運営推進会議の開催については、厚生労働省令で定められていますが、単に事業者に求められる義務として受け止めるのではなく、この会議を活用することで、地域住民や地域の団体、関係者と連携・協力し、地域と交流を図ることで、より開かれた事業所運営を行うことが可能になります。

この「運営推進会議開催の手引き」は、事例等を示すことによって、運営推進会議の内容の充実化や、開催に対する不明点や疑問点を少しでも解消し、今後の会議開催の一助となるように作成したものになりますので、参考としていただければ幸いです（この手引きをもって、運営推進会議の開催方法を拘束する趣旨ではありません。）。

海南市 暮らし部 高齢介護課 指定・指導係

## ～ 目 次 ～

- (1) 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）とは・・・P. 3
- (2) 運営推進会議の基準・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- (3) 開催回数・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
- (4) 運営推進会議の役割と機能・・・・・・・・P. 6
- (5) 設置から開催まで・・・・・・・・P. 8
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護・・・・・・・・P. 9
- (7) 議題の内容・・・・・・・・P. 10
- (8) 運営推進会議の事例紹介・・・・・・・・P. 11
- (9) 個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・P. 12
- (10) 会議記録の作成・公表・保存・・・・・・・・P. 13
- (11) 運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省）・・・・・・・・P. 14
- (12) 参考様式・・・・・・・・P. 19

④定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「運営推進会議」に代わって、「介護・医療連携推進会議」の開催となります。

(1) 運営推進会議（介護・医療連携推進会議）とは

運営推進会議の概要は、以下のとおりです。

概 要	
1. 目 的	提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質の確保を図る。
2. 設置者・開催者	地域密着型サービス事業者
3. 会議の構成員	①事業所の管理者や従業者又は事業者の代表者
	②利用者又は利用者の家族
	③地域住民の代表者 (町内会役員、老人クラブの代表者、民生委員等)
	④市の職員又は地域包括支援センター職員または ⑤各サービスについて知見を有する者
	⑥地域の医療関係者 (介護・医療連携推進会議のみ追加が必要です)
4. 根 拠 規 定	厚生労働省令

上記を踏まえ、②、③、④（または⑤）の3分野から構成してください。

※選出分野が偏らないように、ご注意ください。

【構成例】

①2名の出席に加えて、②2名+③1名+④1名 = 合計 6名

【構成員例】

利用者・家族（複数可）、関わりのある近隣住民、自治会関係者や民生委員等（の活動団体の関係者）、ケアマネジャー、他の介護サービス事業所の関係者、医療機関の関係者、福祉団体の関係者、後見人、認知症サポーター等。

⑨ 運営推進会議が設置・開催できない事業所については、介護報酬の減算規定こそありませんが、指定基準違反による指導の対象となりますので、年間を通じて計画的に開催するよう、十分注意してください。

## (2) 運営推進会議の基準

活動状況等の報告またはサービスごとに定められた開催回数(頻度)を除いて、具体的な議題内容が示されているわけではありません(令和3年3月現在)。

しかしながら、一部のサービスについては、各サービスの運営基準で定められた運営推進会議の開催に加えて、以下のとおり留意すべきことがあります。

サービス種別	留意点 外部評価は、サービスで分かります。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行う <sup>※2</sup> 。
小規模多機能型居宅介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護 <sup>※1</sup>	少なくとも年に1回は自ら提供する介護サービスの質の評価(自己評価)を実施し、外部の者による評価又は運営推進会議における第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を受け、評価結果及び目標達成計画を公表することとされており、評価結果及び目標達成計画については運営推進会議においても説明する <sup>※3</sup> 。

～ 外部評価実施後は、評価結果を高齡介護課にご提出ください。～

※1…認知症対応型共同生活介護については、一定の条件を満たす場合に限り、外部評価を2年に1回とすることができます。

※2…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について(平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号)を参照。

※3…指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日老計発第1017001号)を参照。

### (3) 開催回数

各サービスの運営基準で定められた運営推進会議の開催頻度は、以下のとおりです。

サービス種別	開催頻度
地域密着型通所介護	おおむね6ヶ月に1回以上  (6ヶ月単位で定期的に)
認知症対応型通所介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
小規模多機能型居宅介護	おおむね2ヶ月に1回以上  (2ヶ月単位で定期的に)
看護小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

⑨ 地域密着型通所介護のうち、療養型居宅介護については、おおむね12ヶ月に1回以上。

よくある質問事例	
Q. 1	例えば、地域密着型通所介護の開催頻度について、4月に1回、6月に1回開催すれば、年間で計2回開催したことになり、運営基準の開催頻度の趣旨を満たすことになりますか？
A. 1	上記の一覧表記載のとおり、おおむね6ヶ月に1回以上(6ヶ月単位で定期的に)となっておりますので、4月に1回開催した場合は、(約6ヶ月後の)10月を目途に2回目を開催することが適切です。
Q. 2	複数の事業所を運営している法人については、合同で運営推進会議を開催できますか？
A. 2	以下の要件を満たす場合は、可能です(③④については、地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護を除きます。) ①利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ②同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 ③運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 ④外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

#### (4) 運営推進会議の役割と機能

##### ◆運営推進会議の役割

公益社団法人 日本認知症グループホーム協会（改称前：特定非営利活動法人 全国認知症グループホーム協会）が実施した「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」（平成21年老人保健健康推進等事業）にて、以下のとおり整理されていますので、例示します。

<b>① 情報提供機能</b>	（認知症ケアの理解の促進、相談援助機能の発揮）
事業所からの話題提供だけでなく、地域の側からの情報提供や、学習会の実施、新聞記事の紹介など、議題は多岐に及ぶ。利用者家族の悩みなどを地域住民が聞く場としても活用することができる。	
<b>② 教育研修機能</b>	（スタッフの研修効果）
事業所のスタッフが企画・運営をすることにより、発想力やプレゼンテーション能力等を向上できる。また、会議の中で利用者の生活や支援の内容が話し合われることで、自らの業務の客観視と振り返りにつながる。	
<b>③ 地域連携・調整機能</b>	（行政機関等との連携）
会議を介して行政や地域包括支援センターとつながり、「相談し合う関係」を構築する。行政とは、指導する・指導されるといった関係だけでなく、お互いに地域の状況を把握し、新しい高齢者支援の施策を計画するための機会となる。	
<b>④ 地域づくり・資源開発機能</b>	（安心して暮らす地域づくり、サービス提供の質の向上）
事業所の活動の振り返りと利用者や家族のニーズの再発見、地域からの事業所の活動への理解と協働が促進される。地域のつながりを広げ、事業所が地域づくりの拠点としての役割を担っていくための成長の場になる。	
<b>⑤ 評価・権利擁護機能</b>	（事業運営の透明性の確保）
会議においてヒヤリ・ハットや事故の報告を議題に挙げることで、参加者から率直な意見や、改善策に対する考えを提示してもらうなど、オープンなやりとりができるようになる。事業所にとっては、別の視点からの意見を聞くことが出来る貴重な機会となる。	

#### (4) 運営推進会議の役割と機能

##### ◆運営推進会議の機能面

機能面については、公益社団法人 日本認知症グループホーム協会（改称前：一般社団法人 日本認知症グループホーム協会）が作成した「認知症グループホームにおける運営推進会議ガイドブック」にて、以下のとおり整理されていますので、例示します。

<b>利用者の暮らしの質の向上</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域で暮らしやすくなる</li><li>・ 地域の人と交流しやすくなる</li><li>・ 緊急時の安心と安全を確保しやすくなる（防災訓練等の協力）</li><li>・ 外部者のアイデアを活かしやすい</li></ul>
<b>地域づくり</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者や福祉への関心を高める</li><li>・ 地域づくりに向けた関係強化</li><li>・ 新しい地域資源の開発</li><li>・ 認知症の人が暮らしやすい街づくり</li></ul>
<b>認知症ケアの理解</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 認知症の人と一緒に時間を過ごす</li><li>・ 認知症の人にふれ合う</li><li>・ 地域にグループホームや利用者の理解者・応援者が増えてくる</li></ul>
<b>相談援助</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域の困りごと・相談ごとに耳を傾ける</li><li>・ 専門職としてのアドバイスや支援を行う</li><li>・ 地域住民や家族を支援する</li></ul>
<b>行政・関係機関との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ スムーズな連携や相談</li><li>・ 制度、地域情報、資源活用</li><li>・ 住民や他の事業所等との調整</li><li>・ 相互理解の醸成</li><li>・ 協力者としての関係づくり</li></ul>
<b>スタッフのスキルアップ</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域力の大切さを知る</li><li>・ コミュニケーション力を養う</li><li>・ グループホームの社会的意義を知る</li><li>・ 地域拠点としての誇りを持つ</li></ul>
<b>透明性のある運営</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運営に関する情報開示</li><li>・ 地域住民の理解を得る</li><li>・ 地域のニーズを拾い上げる</li><li>・ 評価結果を活かして改善する</li><li>・ 権利擁護について議論・評価する</li></ul>

(5) 設置から開催まで（例示）

手順	内 容	留意点等
①	構成員への依頼	構成員については、P. 3参照。
↓		
②	開催概要の決定 ・ 開催日時 ・ 開催場所 ・ 会議の議題や内容	開催日程や時間帯は、各事業所で自由に設定して構いませんが、土日祝日又は夕方に開催する等の場合は、事前に出席者に協議する等の配慮が望ましいと言えます。
↓		
③	（開催日の約1ヶ月前） 構成員への 会議開催通知の発送	伝達ミス避けるため、なるべく文書での通知が望ましいと言えます。
	海南市高齢介護課への 会議開催通知の発送  （郵送・FAX・メール等 でも可）	海南市からは、運営推進会議の目的の一つである「事業所運営の透明性の確保」のために、事業所運営が開かれたものとなるよう、地域の中立的・公的な立場の者として会議に出席します。
↓		
④	会議の準備等	会議当日の説明のため、事業所の活動内容のまとめや振り返りを行っておくと、当日の説明等がスムーズに行えます。
↓		
⑤	会議開催当日	事業所の活動内容の報告や、構成員からの質問・要望等を受けます。 その他、構成員からの評価や感想を受ければ、今後の改善の参考とすることが可能です。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、他の地域密着型サービスとは異なり、運営推進会議に代わって「介護・医療連携推進会議」をおおむね6ヶ月に1回※（6ヶ月単位で定期的に）開催します。

介護・医療連携推進会議は、地域の医療関係者を構成員に加え、地域における介護と医療の連携を図ることを目的として設置するものです。

運営推進会議と介護・医療連携推進会議の比較		
	運営推進会議	介護・医療連携推進会議
構 成 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の管理者や従業者 又は事業者の代表者</li> <li>・利用者又は利用者の家族</li> <li>・地域住民の代表者</li> <li>・当該サービスに知見を有する者</li> <li>・市の職員 又は地域包括支援センター職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の管理者や従業者 又は事業者の代表者</li> <li>・利用者又は利用者の家族</li> <li>・地域住民の代表者</li> <li>・当該サービスに知見を有する者</li> <li>・市の職員 又は地域包括支援センター職員</li> <li>・<u>地域の医療関係者</u></li> </ul>
会議の主な目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質の確保を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質の確保を図る。</li> <li>・<u>地域における介護と医療の連携を図る。</u></li> </ul>
会議の主な内容	活動状況の報告、要望や助言等を受ける。	

※平成30年度の制度改正に伴い、開催頻度は従前のおおむね3ヶ月に1回からおおむね6ヶ月に1回に変更となりました。

## (7) 議題の内容

運営推進会議の議題については、原則として各事業所で自由に設定できることとなっています。

一方で、運営推進会議の開催回数を重ねるにつれて、議題が固定化されてくることや、不明瞭な議題や会議内容となっている事例等の相談が市に寄せられることがあります。

これらのことを踏まえて、以下のとおり事例をご紹介しますこととしますので、今後の会議開催の一助となれば幸いです。

⑨これらの項目は、議題としての設定を義務付ける趣旨ではありません。

会議内容の事例	活用できる資料等（例示） <u>（個人情報の記載には、十分注意が必要です。）</u>
事業所概要	新規利用者向けの事業所が作成したパンフレット
利用者の状況（一覧表）	要介護度別・男女別・年齢別・利用期間別の推移等
行事報告・行事予定	チラシや事業所で作成した予定表等
認知症について	認知症に関する文献や新聞記事等
徘徊について	
災害や火災時の対応について	事業所が作成した計画 市が作成したハザードマップ・災害時の資料等
感染症対策 （インフルエンザやノロウイルス等）	厚生労働省HPの資料・医学的根拠のある資料等
介護保険制度や制度改正	国・県・市が作成したパンフレットや新聞記事等
身体拘束	身体拘束をテーマにした文献・事業所の指針等
事故報告	市や県に報告した事故報告の内容等
ヒヤリ・ハット	事業所内でとりまとめた統計資料・一覧表等
研修報告	事業所の関係者が参加・実施した研修の資料等

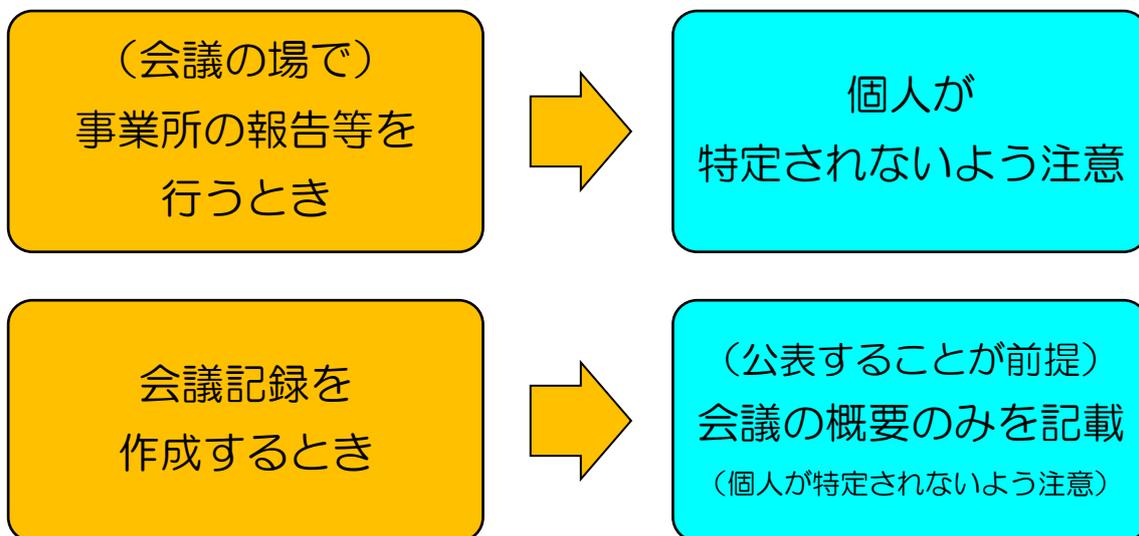
※冬にインフルエンザの感染症を議題とする等、時季を考慮することも有効です。

(8) 運営推進会議の事例紹介（今後、適宜追加する予定です。）

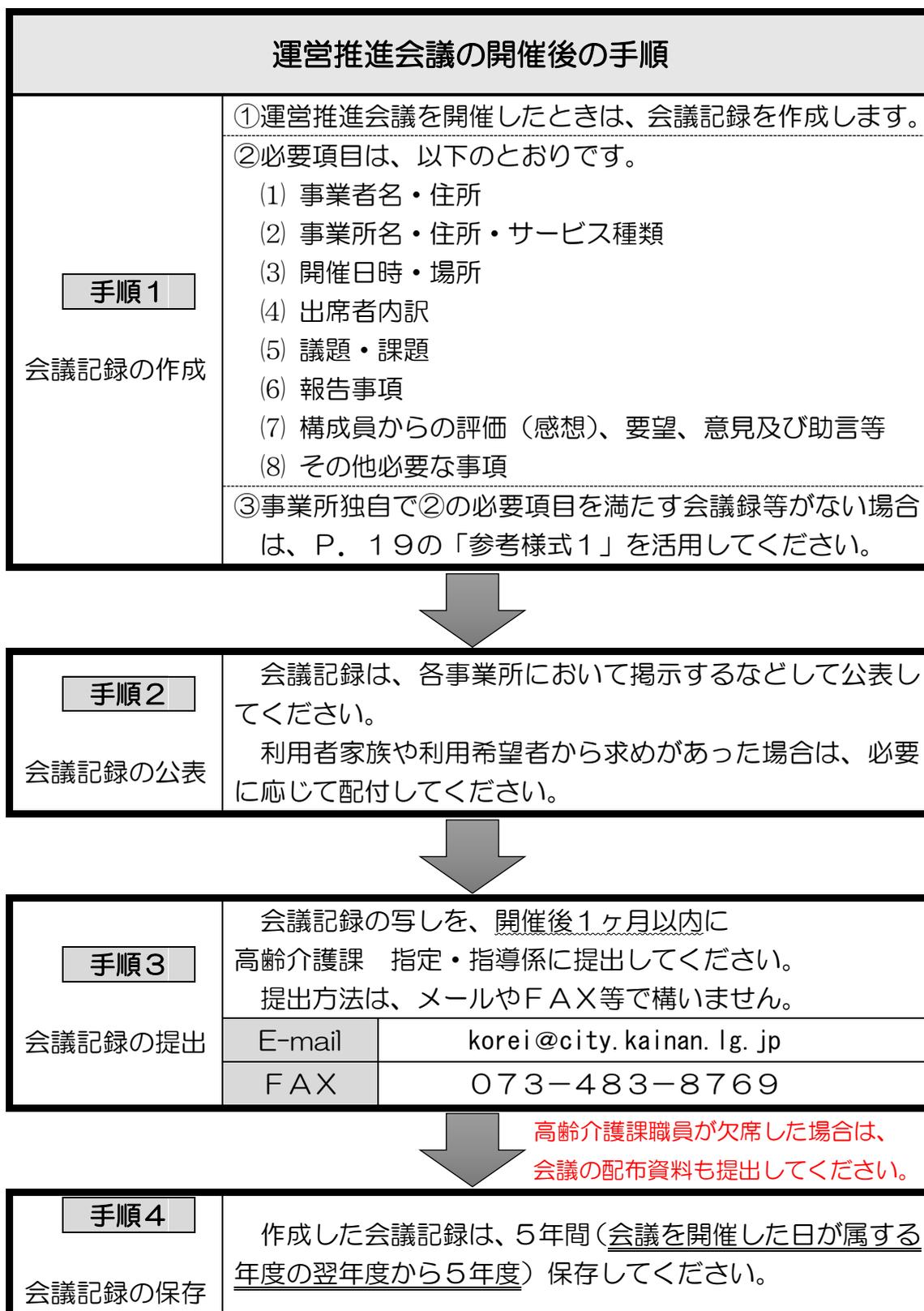
■活動状況の報告の例

1. 事業所の運営方針や特色
2. 事業所の運営状況（利用者数の推移（要介護度別・年齢別・性別）  
※表を作成する等し、統計を取りながら説明すると、より効果的です。
3. 人員体制や職員の異動に関することの報告
4. 事業所の取り組み（職員の研修状況や地域との交流内容等）
5. 苦情や事故、ヒヤリ・ハット等の報告やその分析内容の説明・改善内容  
※表を作成する等し、統計を取りながら説明すると、より効果的です。
6. 前回までの運営推進会議で出た意見への対応内容
7. 地域資源の情報提供や情報交換
8. （該当する場合）介護保険外サービスに関すること

(9) 個人情報の取り扱いについて



(10) 会議記録の作成・公表・保存



(11) 運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省）（1／5）

厚生労働省は、運営推進会議に関するQ&Aを以下のとおり示していますので、ご確認のうえ、適切な運営に努めてください。

全国介護保険担当課長会議ブロック会議資料 指定基準、介護報酬に関するQ&A  
2 地域密着型サービス（平成18年2月）

Q. 1	（問6）「運営推進会議」は、各事業所が設置することが必要なのか。
A. 1	1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。 2 運営推進会議のメンバーについては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等を想定しているところである。
Q. 2	（問7）運営推進会議のメンバーとされている「地域住民の代表者」とは、どのような人か。
A. 2	地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が考えられる。
Q. 3	（問8）運営推進会議について、指定申請時には設置されていないのか。
A. 3	事業所の指定申請時には、運営推進会議が既に設置されているか、確実に設置が見込まれることが必要である。

(11) 運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省）（2/5）

2 指定認知症対応型共同生活介護等に関するQ&Aについて（平成18年5月2日）

Q. 4	（問11）認知症高齢者グループホームの運営推進会議においては、活動状況としてどのような報告を行う必要があるか。
A. 4	<p>運営推進会議において報告を行う事項としては、「認知症高齢者グループホームの適正な普及について（平成13年3月12日老計発第13号老健局計画課長通知）」別添2に掲げる「認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目」や、自己評価及び外部評価の結果などが考えられるが、運営推進会議の場においては、当該グループホームにおける運営やサービス提供の方針、日々の活動内容、入居者の状態などを中心に報告するとともに、会議の参加者から質問や意見を受けるなど、できる限り双方向的な会議となるよう運営に配慮することが必要である。</p> <p>なお、運営推進会議の実践例については、「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」（（社）日本認知症グループホーム協会（平成20年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業））等を参考にされたい。</p>

Q. 5	（問12）運営推進会議はおおむね2月に1回開催とされているが、定期開催は必須か。
A. 5	必須である。

(11) 運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省）（3／5）

3 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて（平成18年9月4日）

Q. 6	<p>（問16）運営推進会議の構成員について、「利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等」とあるが、これらの者は必ず構成員とする必要があるのか。</p> <p>また、同一人が「利用者の家族」と「地域の代表者(町内会役員等)」、「地域住民の代表者(民生委員等)」と「知見を有する者」などを兼ねることは可能か。</p>
A. 6	<p>1 運営推進会議は、各地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止するとともに、地域との連携が確保され、かつ地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、原則として、上記の者を構成員とする必要がある。</p> <p>2 「利用者の家族」については、利用者の家族として事業運営を評価し、必要な要望等を行うものであり、利用者の声を代弁するといった役割もあるため、他の構成員とは立場が異なることから、兼務することは想定していないが、「地域住民の代表者」と「知見を有する者」との兼務はあり得ると考えられる。</p>

Q. 7	<p>（問17）運営推進会議の構成員である「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とは、具体的にどのような職種や経験等を有するのか。</p>
A. 7	<p>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者とは、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者なども含め、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者として客観的、専門的な立場から意見を述べることを期待される。</p>

(11) 運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省）（4／5）

Q. 8	<p>（問18）運営推進会議の2か月に1回以上という開催頻度は、市町村職員等の複数の運営推進会議の委員になっている者にとっては、かなりの負担であり、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催するといったことはできないか。また、2か月に1回以上、文書等により委員と連絡・意見交換の機会を確保した場合、委員全員が一同に集う会議の開催頻度を少なくすることは認められないか。</p>
A. 8	<p>1 複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として、認められない。</p> <p><u>※P. 5掲載のとおり、平成30年度改正により、一部認められるようになっていきます。</u></p> <p>2 また、運営推進会議は、地域との連携を確保し、地域に開かれた事業所であることを確保するために設けることとしたものであり、市町村職員又は地域包括支援センター職員が出席できないからといって、会議の開催頻度を少なくすることは適当ではない*。市町村職員又は地域包括支援センター職員がやむを得ず会議を欠席する場合には、会議での内容を報告してもらうなど事業所の運営状況を確認されたい。</p> <p>なお、同様の趣旨から、形式的に文書等により委員との連絡・意見交換を行うような会議の開催形態は認められない。</p>

※…高齢介護課の職員が欠席した場合でも運営推進会議は成立します。

(11) 運営推進会議に関するQ&A（厚生労働省）（5/5）

#### 4 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）

##### 【小規模多機能型居宅介護】

##### ○運営推進会議を活用した評価について

Q. 9	<p>（問160）小規模多機能型居宅介護の運営推進会議には、地域密着型サービス基準が定める全てのメンバー（利用者、市町村職員、地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等））が毎回参加することが必要となるのか。</p>
A. 9	<p>毎回の運営推進会議に、全てのメンバーが参加しなければならないという趣旨ではなく、会議の議題に応じて、適切な関係者が参加することで足りるものである。</p> <p>ただし、運営推進会議のうち、今般の見直しにより導入する「運営推進会議を活用した評価」として実施するものについては、市町村職員又は地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必須である。</p>
Q. 10	<p>（問161）小規模多機能型居宅介護事業所が、平成27年度の評価について、改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結しているが、あくまでも改正後の手法により評価を行わなければならないのか。</p>
A. 10	<p>改正前の制度に基づき、指定外部評価機関との間で既に実施契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業者については、平成27年度に限り、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日付老振発第0327第4号・老老発第0327第1号）によりお示ししている評価手法によらず、改正前の制度に基づく外部評価を実施した上で、当該評価結果を運営推進会議に報告し公表することにより、改正省令に基づく評価を行ったものとみなして差し支えない。</p>

(12) 参考様式

(参考様式1)

運 営 推 進 会 議 記 録

事業者名 住所	
事業所名 住所 サービス種類	
開催日時	令和 年 月 日 第 回 : ~ :
開催場所	
出席者内訳	事業者 氏名 : 利用者・家族 ( 名) 地域代表 氏名 : 市・包括職員 氏名 : 見識者・その他 氏名 :
議題・課題	
報告事項	
評価 (感想等)	
要望、意見及び 助言等	
その他必要な事項	

(12) 参考様式（記載例）

（参考様式1）

運 営 推 進 会 議 記 録

事業者名	(株) ○○	
住所	海南市○○	
事業所名	○○デイサービス	
住所	海南市○○	
サービス種類	地域密着型通所介護	
開催日時	令和○○年○○月○○日 第○回 ○○：○○ ～ ○○：○○	
開催場所	○○デイサービス 事務室	
出席者内訳	事業者 氏名：○○ 利用者・家族 ( ○名) 地域代表 氏名：○○ 市・包括職員 氏名：○○ 見識者・その他 氏名：○○	出席者の氏名を記入してください。 ※ただし、利用者とその家族の氏名は、個人情報保護のために記載しないでください。
議題・課題	・サービス利用者数等の報告 ・出席者の感想など ・意見交換（質疑応答、要望など）	
報告事項	・小学生の体験学習受け入れについて	
評価（感想等）	・子どもとの交流を通じて、利用者の表情が生き生きとしていたのが印象に残った。	
要望、意見及び助言等	・○○地区のお祭りへの参加及びバザー協力の依頼あり。	
その他必要な事項		